議　会　運　営　委　員　会　会　議　録

１　開会年月日

令和８年９月２８日（月）

２　開会場所

委員会室

３　出席委員（１１名）

委員長	名　取　顕　一
副委員長	田　中　香　澄
理　事	浅　川　のぼる
理　事	宮　本　伸　一
理　事	金　子　てるよし
理　事	上　田　ゆきこ
理　事	海　津　敦　子
委　員	石　沢　のりゆき
委　員	山　田　ひろこ
委　員	白　石　英　行
委　員	浅　田　保　雄

４　欠席委員

な　し

５　委員外議員

議　長	市　村　やすとし
副議長	高　山　泰　三

６　出席説明員

成　澤　廣　修	区　長
新　名　幸　男	副区長
加　藤　裕　一	副区長
丹　羽　恵玲奈	教育長
鈴　木　裕　佳	企画政策部長
竹　田　弘　一	総務部長

榎　戸　　研	防災危機管理室長
髙　橋　征　博	区民部長
長　塚　隆　史	アカデミー推進部長
矢　島　孝　幸	福祉部長兼福祉事務所長
瀬　尾　かおり	地域包括ケア推進担当部長
多　田　栄一郎	こども未来部長
阿　部　敦　子	保健衛生部長兼文京保健所長
鵜　沼　秀　之	都市計画部長
小　野　光　幸	土木部長
細　矢　剛　史	資源環境部長
宇　民　　清	会計管理者会計管理室長事務取扱
吉　田　雄　大	教育推進部長
畑　中　貴　史	総務課長

７　事務局職員

事務局長	佐久間　康　一
議事調査主査	杉　山　大　樹
議事調査主査	菅　波　節　子
議事調査主査	高　橋　裕　美
議事調査主査	窪　田　英二郎
議事調査担当	宮　川　美　帆

８　本日の付議事件

(1)　人権擁護委員候補者の推薦に係る意見聴取について

(2)　議員提出議案について

(3)　付託請願審査

(4)　区議会だよりの発行について

(5)　その他

午前　９時５６分　開会

○名取委員長　おはようございます。

時間前ではございますが、全員おそろいですので、ただいまより議会運営委員会を開会い

たしたいと思います。

委員等の出席状況ですが、委員、理事者とも、関係者には御出席をいただいております。

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

○名取委員長　本日の委員会運営についてであります。

人権擁護委員候補者の推薦に係る意見聴取について、議員提出議案について、付託請願審査２件、区議会だよりの発行について、その他、閉会、以上の運びで委員会を運営したいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

○名取委員長　それでは初めに、人権擁護委員候補者の推薦に係る意見聴取についてであります。

資料１、人権擁護委員候補者の推薦に係る意見聴取についてを御覧ください。

本件について、区長からの申出を受けたいと思います。

成澤廣修区長。

○成澤区長　おはようございます。

人権擁護委員の候補者の推薦につきまして、御報告申し上げ、御意見を賜りたいと存じます。

現在、本区には８人の人権擁護委員が委嘱されておりますが、令和８年12月31日をもって１人の委員が任期満了となります。

このたび、東京法務局より任期満了に伴う後任委員の推薦の要請がございました。

また、同日をもちまして、１人の委員が辞任することとなりました。

人権擁護委員の推薦につきましては、区長が議会の意見を聞いて推薦した候補者の中から、法務大臣が委嘱することになっております。

今回の定例議会では、任期満了及び辞任に伴う後任委員の候補者につきまして、現委員の安藤尚徳さんと新たに多田麻紀さんの２名を推薦したいと存じます。

なお、現委員の東條清子さんにつきましては、一身上の都合により、令和８年12月31日をもちまして、辞任されます。

推薦いたします２人の方々は、人格識見が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解があり、御配付の略歴のとおり、それぞれの要職の実績からも人権擁護委員の候補者として適任と認めるものでございます。

以上、人権擁護委員候補者の推薦につきまして、御意見を賜りたいと存じますので、よろしくお取り計らいのほどお願い申し上げます。

以上でございます。

○名取委員長　ただいま区長より発言のありました人権擁護委員候補者の推薦に係る意見聴取については、文京区議会として、異議ない旨を決定いたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う人あり）

○名取委員長　それでは、そのように決定をさせていただきます。

○名取委員長　続きまして、議員提出議案についてであります。

資料２、議員提出議案を御覧ください。

資料のとおり議員提出議案が提出されましたので、提案者から提案理由の説明を受けたいと思います。

金子委員。

○金子委員　ただいま議題となりました、議員提出議案第１号、文京区住宅宿泊事業の運営に関する条例の一部を改正する条例は、のぐちけんたろう、吉村美紀、松平雄一郎、宮野ゆみこ、ほかり吉紀、依田翼、高山かずひろ、石沢のりゆき、千田恵美子、豪一、浅川のぼる、山田ひろこ、宮本伸一、田中香澄、沢田けいじ、小林れい子、宮崎こうき、市村やすとし、田中としかね、名取顕一、白石英行、松丸昌史、岡崎義顕、上田ゆきこ、品田ひでこ、浅田保雄、海津敦子、高山泰三、山本一仁、板倉美千代、関川けさ子の各議員、そして、私、金子てるよしにより提案をいたします。提案者を代表して、提案理由を申し上げます。

本条例は、区民の生活環境の保全を図る観点が、この間の議会質疑で繰り返し提起されてきたことを踏まえ、住宅宿泊事業の実施する期間を制限する区域等を改めるほか、規定を整備するため、提案するものです。

施行期日は、公布の日から起算して３月を経過した日です。

提案事項については以上です。よろしくお願いします。

○名取委員長　ただいま御説明いただきました議員提出議案の付託委員会についてですか、本件は、厚生委員会に付託することといたしたいんですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○名取委員長　それでは、そのように決定をさせていただきます。

次に、本件の取扱いについてお諮りいたします。

10月７日水曜日の本会議の日程に追加することとし、本会議を途中休憩して、直ちに議案審査を行うため、委員会室にて、厚生委員会を開催することといたしたいんですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○名取委員長　それでは、そのように決定をさせていただきます。

請願の関係理事者以外の理事者の皆様は、ここで御退席いただくことといたします。ありがとうございました。

（理事者退席）

○名取委員長　それでは、付託請願審査２件に入ります。

請願受理第27号、議会フロア改修を契機に、より区民に開かれた委員会運営を求める請願であります。

資料３、請願文書表データの37ページを御覧ください。

……

・受理年月日及び番号　　令和８年９月８日　　第27号
・件　　名　　議会フロア改修を契機に、より区民に開かれた委員会運営を求める請願
・請　願　者　　文京区小石川５－６－９－708
　　佐々木　　文　彦
・紹 介 議 員　　小　林　　れい子
・請願の要旨　　次頁のとおり
・付託委員会　　議会運営委員会
・請 願 理 由

この１年間に数回、文京区議会の委員会を傍聴しました。

その中で感じたことは、委員会は、区政上のさまざまな課題について具体的な議論が行われる、区民にとって非常に重要な場であるということです。一方で、区民から見ると、議会でどのような議論が行われ、議員や各会派がどのような考え方で判断しているのかが、十分に伝わりにくい面もあると感じました。請願は、区民が議会に意思を届けることのできる重要な制度です。請願を提出する機会が保障されるだけではなく、その内容や背景が十分に伝わり、議論され、その過程を区民が知ることのできる環境を整えていくことが大切ではない

でしょうか。

傍聴できる定員が少なくなっています。

現在、文京シビックセンターの改修に伴い、議会は仮設の委員会室で運営されています。

その影響により、本来の委員会室では25人が傍聴できたところ、仮設委員会室では傍聴定員が15人に減っています。現在は、委員会を直接傍聴できる区民の数そのものが、従来の半分以下になっています。これは議会フロア改修に伴う一時的な措置だとしても、区民にとっては議会の議論に直接触れることのできる機会が現実に狭まっているということです。

また、委員会は平日の日中に開催されるため、仕事、子育て、介護、障害や病気など、さまざまな事情によって区役所まで傍聴に行くことが難しい区民も少なくありません。通常とは異なる議会環境が続く現在だからこそ、区民の「知る機会」「傍聴する機会」をどのように保障するのかを、これまで以上に重視する必要があると考えます。

委員会のインターネット配信を次の段階へ

文京区議会では、これまでにも委員会のインターネット中継を求める請願が採択され、現在、予算・決算審査特別委員会では中継が行われています。

これは大切な一歩です。改めてインターネット中継を「するか、しないか」を議論するのではなく、すでに始まっている取組をどこまで広げていくのかを具体的に検討する段階に来ているのではないでしょうか。

特に現在は、移転によって傍聴定員が25人から15人へ減っています。インターネット配信は、単に便利だから求めるものではありません。物理的に狭まっている区民の傍聴機会を補い、仕事や子育て、介護などで議会まで来ることのできない区民も含め、誰もが議論を知ることのできる環境を保障する手段として重要だと考えます。他の区議会では、本会議だけでなく、常任委員会や特別委員会についてもインターネット配信を行う取組が進んでいます。議会に足を運べる人だけではなく、誰もが議論にアクセスできる環境を整えることは、議会への理解や関心を高めることにもつながります。

23区のなかで、台東区、墨田区、世田谷区、豊島区では既に議会、委員会両方のライブ配信を既に実施しています。

請願者本人の声を審査に

請願文には、できる限り趣旨や理由を書きます。

しかし、限られた文書だけで、請願に至った背景、当事者の経験、問題意識、切実な思いまで、すべてを伝えることは困難です。

請願者本人が短時間でも請願の趣旨や背景を説明する機会があれば、議員にとっても、請願の内容をより正確に理解し、論点を確認した上で審査することにつながるのではないでしょうか。

文京区議会では、過去に同様の趣旨の請願が提出され、不採択となった経緯があると承知しています。しかし、過去に一度結論が出たことをもって将来にわたって検討しないということではなく、その後の社会環境の変化や他の地方議会の取組、区民参加のあり方なども踏まえ、現在の文京区議会にふさわしい方法がないか、改めて検討することに意味があると考えます。

なお三鷹市、調布市、小金井市では請願者の発言を既に制度化しています。

建物だけでなく、議会のあり方も新しく

令和10年４月には、改修された議会フロアで新たな議会運営が始まります。

建物や設備が新しくなるだけではなく、今回の改修を一つの契機として、議会の公開性や区民参加についても改めて考える機会にしていただきたいと思います。

特に、現在、仮設委員会室によって傍聴定員が25人から15人へ減っているという現実を、区民が議会にアクセスする方法を広げる契機に変えていただきたいと考えます。

これまで以上に区民に開かれた文京区議会へと進んでいただきたいとの思いから、以下の事項を請願します。

・請願事項

１　委員会のインターネット配信等をさらに進めてください。

これまでに委員会のインターネット中継を求める請願が採択され、予算・決算審査特別委員会で中継が実施されていることを踏まえ、その取組をさらに進め、現在中継されていない常任委員会・特別委員会についても、ライブ配信・録画配信の対象を拡大することを具体的に検討してください。

特に、議会フロア改修に伴い傍聴定員が15人へと半分以下に減っていることを踏まえ、仮設期間中においても区民の議会へのアクセス機会が後退しないよう、速やかにインターネット配信を含む環境整備を進めてください。また現在、傍聴席にいると発言者の声が聞き取りにくい状況です。まず音響、マイク等の改善もお願いします。

また、令和10年４月から改修後の議会フロアでの運営が始まることを見据え、場所や時間に左右されず、より多くの区民が委員会の議論を知ることのできる環境を整えてください。

２　請願者が請願の趣旨を説明できる仕組みを改めて検討してください。

請願審査において、請願者本人が請願に至った背景や趣旨を議会に直接説明できる機会を設けることについて、実施している地方議会の事例や運用方法を調査し、文京区議会における導入を改めて検討してください。

請願者本人から説明を受けることによって、請願の趣旨や背景への理解を深め、より充実した審査につなげることができると考えます。発言時間や実施方法等については、円滑な委員会運営との両立を図りながら検討してください。

……

○名取委員長　この請願は、委員会のインターネット配信等をさらに進めること、請願者が請願の趣旨を説明できる仕組みを改めて検討することを求めるものであります。

それでは、御質疑ある方、どうぞ。

金子委員。

○金子委員　まず、請願事項でいいますと、２のほうの請願者の方の趣旨を説明できる仕組みというほうなんですけれども、これはほぼ同様の内容の請願が昨年の12月の議運で、そのときに請願が出されて審議をした経過があります。そのときに改めて過去の経緯を確認させていただいたわけでありますけれども、文京区議会では、請願者の方に委員会で説明をしてもらうということについて議論をしてきた経過がありました。具体的には、平成16年に議会活性化の検討を行うというところから出発をして、その後、議会基本条例の検討を行う小委員会がつくられ、19回の小委員会が当時平成23年２月まで開催された後に、平成23年の２月のときにこの検討については合意が得られなかったわけでありますが、その途上の小委員会、これ多分、最後の小委員会だったんだろうと思うんですが、平成23年１月31日の小委員会の資料に、引き続き検討を要する事項ということで、７つの課題が書かれておりまして、その中の１つが請願者からの意見聴取という経過だったわけです。

これについては、条例としては合意が得られなかったわけでありますが、この７つの事項については、引き続き検討を要する課題だというふうに当時のその資料に書いておりまして、前回確認させていただいたところ、その後、平成24年、2012年の議会で行っている、いわゆる議運懇のときに、日本共産党の文京区議団と、当時の会派の名称で市民の広場の皆さんと私たち共に、今後の協議事項として、請願審査時の意見開陳の在り方を追加してもらったと。で、前回の12月の議運のときには、以降、具体的な協議がないというふうになっていたわけであります。

具体的な協議がないのは、私も記憶をたどればそのとおりなんですが、この平成24年の議運懇のときに、請願審査時の意見開陳の在り方を追加したということが、追加された後に、これが削除するとか取りやめにするとかいうようにした経過というのは、その後あったんでしょうか。

○名取委員長　佐久間事務局長。

○佐久間区議会事務局長　その件について、いつ外されたかというのは、ちょっと承知してございませんけれども、前期、今期の前の期からの引継ぎ、議運懇における引継ぎ事項の中には、その件についてはもう既に入っていないという状況でございます。

ただ一方で、議運懇として、もしくはそれ以外で協議をする際に、その都度出てきた課題、問題点については、順次、その順番を入れ替えたりして、重要度に応じて話合いはしていると思いますが、本件についての議論はなかったものというふうに認識してございます。

○名取委員長　金子委員。

○金子委員　その都度、様々な協議事項が出てきて、その後、具体的な、この件についてはですね、請願審議の意見開陳ということについては、議論されてないということは理解しているんですが、そうすると、同時に、この請願審査時の意見開陳の在り方を追加した後に、それはもうやりましょうというふうにした経過は、事実上ないわけでありまして、今回、これで12月、さきの12月ですね、昨年の、それから今は９月ですけれども、１年たたない間に２回ほどこういう意見を述べたいという請願が出てくる背景には、請願者の方を含めた、区民の皆さんの様々な意見や要求が請願という形で、紹介議員を伴う形式でもって出された後に、議会で何らかの形で意見を述べたいという、そういう要望が高まっているんじゃないかというふうに私たちは捉えるわけでありますけれども、請願の審査ではなくて、受け付けるような段階で、事務局のところで様々な対応をされていると思いますけれども、この間の請願の件数や、様々な対応の中で、そういうような区民の皆さんの要望、要求がたくさん寄せられるという状況については、事務局としてはどのように受け止めているのか、受け止めを聞いておきたいんですけれども、いかがですか。

○名取委員長　佐久間事務局長。

○佐久間区議会事務局長　文京区は、ほかの区に比べて請願の件数はかなり多いということもございます。また、委員会中心主義ということもございまして、かなり議案以外の報告事項も充実していて、大体時間ぎりぎりまで毎回御審議をいただいていると思ってございます。そういった中で、請願に対して、請願者の方が御自身で発言したい、説明したいという御趣

旨は当然理解できるところですけれども、委員会運営全体の中で、そういった時間を取ったことに対して、ではほかの時間を削るのかと、そういったことも必要になってくるかと思いますし、文京区議会の基本的な考え方としては、請願の紹介議員がきちんと認識した上で、必要に応じて質疑にも答えるという形になっていると思いますので、そういったことについて、総合的に議会内で御検討いただいて、方向性を決めていくのかなというふうに認識してございます。

○名取委員長　よろしいですか。はい。

ほかに。よろしいでしょうか。

海津委員。

○海津委員　請願１の、請願のほうで、まずちょっとお尋ねしたいんですけれども、確認をさせていただきたいと思います。

今、決算委員会、予算委員会、インターネット中継を始める以前から、持ち時間時間制は始まっていたんですよね。中継のために導入されたものではないです。一方、現在、区民の傍聴が認められている常任委員会、特別委員会では、各会派や議員ごとの質疑時間をあらかじめ配分せずに運用しています。その上で確認させていただきたいんですが、常任委員会、特別委員会をインターネット中継する場合、各会派や議員の質疑時間をあらかじめ配分しなければならないと定めた規則は、規程はあるでしょうか。

○名取委員長　佐久間事務局長。

○佐久間区議会事務局長　そういった定めはございません。

○名取委員長　海津委員。

○海津委員　もう一点、確認させていただきたいんですけど、情報アクセシビリティについて確認させてください。

文京区の条例では、障害のある方が可能な限り、障害のない方が取得する情報と同一の内容の情報を同一の時点において取得できることを基本理念とし、区にはその基本理念に基づいて施策を推進する責務が定められています。文京区議会もこの条例を踏まえ、全委員会へのリアルタイム字幕システムの導入など、情報アクセシビリティの向上に取り組んできました。

では、現在、インターネット中継されていない常任委員会、特別委員会について、傍聴に来ることができない区民が審議の内容を同じ時点で知ることができる、情報アクセシビリティ条例に基づいて求められている方策、手段というのはあるんでしょうか。

○名取委員長　佐久間事務局長。

○佐久間区議会事務局長　本会議もしくは委員会の公開ということでいいますと、基本的には傍聴ができるということに加えて、会議録を公開するということになるかと思います。文京区議会では、先ほど委員から御指摘ありましたとおり、そういったことに加えて、リアルタイム字幕ですとかヒアリングループ、そういった様々な観点から、多くの人に議会に接する機会を設けてもらうような取組を続けているということでございます。要約筆記や手話の方の派遣についても拡大をしてございますし、会議録もできるだけ早く、速報版の公開ということも23区の中でやっているところは少ないですが、文京区は取り組んでございますし、委員会記録を作るためということで録音もしていますが、その委員会の録音の記録についても情報公開があれば、できるだけ速やかに公開をしているということで、できることを一つずつやっているという状況かと思ってございます。

○名取委員長　海津委員。

○海津委員　御答弁ありがとうございます。とても大事なことなので、シンプルにお尋ねしたいんですけれども、要は、本会議や予算委員会、特別委員会に関しては、同一時間、同一内容を確認するインターネット中継という手段がある、手だてを用意していますと。でも、常任委員会、それから特別委員会においては、傍聴に来ることができた人と来れなかった人、来なかった人との差には、同一時間、同一内容を届ける手だてはないと。だから、同一の内容・情報を同一の時間に、時点において、区民が取得できると。傍聴に来ない限りはできないということでよろしいですね、常任委員会と特別委員会に関しては。

○名取委員長　佐久間事務局長。

○佐久間区議会事務局長　リアルタイムで、傍聴に来ない方が会議の内容を把握することができるかという御質問であれば、それはできないという状況でございます。

○名取委員長　よろしいですか。はい。

金子委員。

○金子委員　ちょっとごめんなさい、さっきネット中継のほうは忘れちゃったので、そちらもちょっと聞いておきたいんですが、今の質疑を踏まえて、今、事務局長さんのほうから、委員会の公開については、傍聴、それから会議録等の公開ということで、音声データなんかも含めて御対応いただいているということは、私も承知しております。

それで、議員必携と言われる標準的な議会運営について記した、学術的な人も入って書かれた文献によりますと、委員会の公開というか、傍聴の取扱いについては、本会議と違って、

委員会については、委員会ごとの対応だということに整理されております。とりわけ、議会ですから、原則的には傍聴するということが公開の一丁目一番地なわけでありますけれども、ここに、委員会審査の質を高めるという観点からも、いろいろな方法での公開をするということが書かれております。その中には、既に一部で試みられている有線放送やインターネット中継の利用等、必要な条件を整備する配慮が望まれると、こういうふうに書いてあるわけですね。

で、ネット中継は、試行から始まって、予算・決算の委員会でやられていますけれども、この質を高めるという観点から、常任委員会の中継についても踏み出していくということが、議会の公開を高めるという点では、一般論としてはそこに趣旨があるんだというふうに書かれているわけ、標準的な運営ね。

文京区議会としても、議会の事務を司っていただいている事務局の皆さんも、そういう理解というのは持っていらっしゃると思うんですけれども、その点について見解を聞きたいというのと、その点について確認をしておきたいので、御答弁をお願いしたいと思います。

○名取委員長　佐久間事務局長。

○佐久間区議会事務局長　ネット中継の拡大につきましては、以前、請願をいただいた際に、方向性については全会一致で採択されているという状況かと思います。その後、様々議論を重ねていただいて、今現状としては、発言の公平性の確保ですとか、それから発言内容ですね、不適切発言に対してどう対応していくか、理事者への配慮ですとか、また、費用対効果はどうかといった、その論点の整理まではされたという状況でございまして、その請願の採択されたということを踏まえて、議会として議論がなされていて、事務局についてもそれについて事務処理をしているという状況というふうに認識してございます。

○名取委員長　よろしいですか。はい。

ほかは、よろしいでしょうか。はい。

それでは、態度表明をお願いいたします。

自由民主党さん。

○浅川委員　おはようございます。

まず、請願事項の第１項についてですが、インターネット中継の拡大につきましては、既に議会内において全会派から意見が出され、諸課題の論点整理が進められてきたところでございます。自民党といたしましては、現在の委員会運営において、委員や会派による質疑時間に非常に大きな差があり、不公平が生じているのではないかという懸念をしております。

また、過去に実施されたインターネット中継では、個人情報に関する発言や一般人に対する誹謗中傷が懸念される発言などの問題も出ております。そのため、中継の拡大を実施する前に、こうした課題の整理を丁寧に行うことこそが不可欠であると考えております。

したがいまして、現時点において、速やかに進めるとする点につきましては、賛同いたしかねます。

なお、傍聴席エリアから発言者の声が聞こえにくいという課題は、スピーカーを設置して対応していると伺っております。

次に、請願事項の第２項についてですが、一般的に請願は紹介議員がおりますので、その紹介議員がしっかりと請願者の趣旨や背景への理解を深め、委員会において説明し、担当する委員が審査を行います。この制度によって、議会や委員会において、議員が真剣に受け止め、適切な審査を行うことを区民に提示するものです。文京区議会としては、この請願の趣旨を紹介議員がしっかりと理解し、請願者に向き合い、そして議会に提出するということをしていかなければならないと認識しております。

したがいまして、自由民主党は、請願受理第27号、１項、２項とも不採択とさせていただきます。

○名取委員長　公明党さん。

○宮本委員　まず、請願事項の１つ目ですけれども、インターネット配信についてでございます。公明党としては、現在、この点については、既に議会で検討を進めていると認識をしております。課題としては、どのようにしていくかということだと思いますが、委員会の時間も限られていることから、時間配分を決めてやるのが妥当ではないかというふうに公明党としては考えております。

また、生中継になることで、不適切な発言などについてどのように対応していくのか、こういったこともしっかり検討していかなければならないと考えております。引き続き検討を進めていく必要があると考えております。

２番目につきましては、公明党としては、紹介議員が責任を持って請願者の意をしっかりお聞きして、責任を持って対応していく必要があるというふうに思っております。我々も支援者から、議員は区民の負託を受けているんだからしっかりと働いてほしいというふうにいつも言われておりまして、いろんな御意見、御要望もいただきますけれども、そうしたお声をしっかり議会の中で、質問、提案として発言をしていかなければ、後でしっかり厳しく指摘もされております。そういった意味におきまして、議員がしっかり請願者の意を酌んで、

議会で発言をしていく必要があるというふうに考えております。

よって、１項、２項とも、公明党としては不採択でございます。

○名取委員長　ＡＧＯＲＡさん。

○上田委員　請願事項１については、委員会のインターネット中継については、仮委員会室への移転により、控室から委員会室までの移動に、やはり私たちも時間がかかるようになりまして、私自身も早く実施してもらいたいなと思っているところでございます。既に、同趣旨の請願が採択されておりまして、現在、議会内で具体的な検討を進めているところですので、必要な手順を踏みながら、できる限り早く実現できればと考えます。

また、傍聴席での発言が聞き取りにくいという御意見については、先ほど自民党さんからも話がありましたように、改善策として、スピーカーを設置したと事務局の方から伺っております。今後も、お気づきの点があればお知らせいただいて、可能な範囲で対応していくべきだというふうに考えております。

以上の理由から、請願事項の１については採択します。

請願事項の２については、請願者御本人のお話をお伺いするということは、私たちも大切なことだと思っておりますけれども、先ほど事務局長が説明したとおり、現在の委員会日程の中で全ての請願について請願者から直接説明を受ける時間を確保することはなかなか難しいもの、運用上の課題があると考えております。

また、現行制度においても、委員会が必要と認めた場合には、参考人として請願者から意見を伺うことができますので、必要がある場合には、この仕組みを活用することで、請願者のお声をお聞きすることが可能だと思います。

以上の理由で、したがって、請願事項２については不採択といたします。

○名取委員長　日本共産党さん。

○金子委員　請願事項１についてですが、請願事項の中にある傍聴席での聞こえの課題については、御対応いただいているとともに、仮のこの部屋ができて、何回か質疑はやってきましたけれども、いろんな方が傍聴に来られると思いますので、年齢や障害あるなしということも含めですね。引き続き、御要望があったときには御対応をお願いしたいというふうに、私たちとしても思っているところです。

それで、インターネット配信を委員会にも広げるという点でありますけれども、文京区議会では、いわゆる委員会主義ということで、本会議での討論などを大分省略をして、委員会で理事者の方にかなり細かいことなんかも含めて質疑ができるように、そういう議会運営を

やってきた経過があります。私たちは、それはそれで大事なやり方で、有効な側面が大きいんじゃないかというふうに捉えています。

この委員会運営の下で、委員会運営そのままにインターネット中継を行うという内容の請願につきましては、これは2023年の６月の議運で、全会一致、これは採択が10、不採択がゼロという形で採択されております。したがって、文京区議会の委員会主義の下での委員会運営をそのままネット配信していくということが議会における質疑の質を高めるという観点からも、今求められているというように考えています。

この間、議会内で様々な論点が出されて協議が進められてきた経過も、私たちも承知をしておりますが、そのときにも既にその趣旨は述べていると思いますけれども、今、出ているネット中継をする際に、委員会での時間配分制ね、分かりやすく言うと、決算や予算のときのような時間配分制にすることは、その委員会審査の質を高めるという観点とはまた別の要素の論点になりますし、また、2023年６月21日の議運で全会一致で採択をした、現行の委員会運営のまま中継するといったこととも、相入れないというふうに考えます。時間配分制については、明確に私たちは反対だというふうに考えておりますので、そのことは申し上げておきたいと思います。

その上で、請願事項１については採択を主張するものです。

それから、２の請願者の委員会での説明ということでありますが、この間、何人かの方が述べられておられますけれども、請願の紹介議員の方の役割というのは、私たちもそれは重要だというふうに思っております。それは、地方自治法が、請願を議会に出すときは紹介議員を求めているからであります。それの法の求めに応じて、必要なときには、私たちも紹介議員としてその都度役割を果たしてきたつもりであります。

ただ、請願というのは、憲法に基づく請願権というふうに規定されております。基本的な人権の一つなわけであります。基本的な人権というのは、一身専属ということが言われるんですね。つまり、誰かによって成り代われないと、こういう説明がされるわけであります。表現の自由とか、内心の自由とか、政治的な自由とか、そういうのは、誰かに成り代わってやってもらうということは不可能だと。これが一身専属の人権の説明なわけであります。そういうことからすると、地方自治法が請願を議会に出すときに、紹介議員を求めているからといって、その請願者の様々な願意を伝えるという役割を全て全面的に成り代われると、人権の観点からいえば、それは無理があるというふうに言わなくてはなりません。

そのために、文京区議会でも、平成16年まで遡ったときに、当時の議会基本条例の検討の

中で、今後の課題の一つとして申し送ってきた経過があるんだというふうに思うんですね。その後、平成24年以降、私たちもそのことを議論の俎上にのせるという努力を行ってこなかったということについては、今回、また前回、請願いただいておりますので、やっぱり反省しなくちゃいけないというふうに思いますけれども、そういう反省も述べた上で、前回に引き続いて、この請願事項の２つ目について、請願者が請願の趣旨を説明できる仕組みを検討するというのを正式に区議会として議論の俎上にのせていくという努力をこれから改めて行っていきたいというふうに思っております。

そうした点で、請願事項２について採択を主張するものです。

○名取委員長　区民が主役さん。

○海津委員　区民が主役は、まず請願第１項、採択します。

その理由を述べさせていただきます。

常任委員会、特別委員会では、区民の暮らしに直結する議論が行われています。しかし、傍聴に来られない区民は、その議論を同じ時間にすることはできないことは、先ほど確認させていただきました。文京区の条例は、障害のある方が、可能な限り、障害のない方と同じ内容の情報を同じ時点で得られることを基本理念として、責務としています。文京区議会自身も、これまで全委員会へのリアルタイム字幕システム導入など、情報アクセシビリティを高める取組を行われてきましたので、さらにしていくことが求められています。

議会の情報を必要とする区民にどう届けるのか、この理念を具体的にしていくことが私たち議会に求められています。でも、手段がありません。もしこれが障害のある方等から、合理的配慮として同じように得れるように同時配信をしてくれと言われたときに、できないと言ったときに、私たちは、過重な負担がないということで、不当な差別的な取扱いだと指摘を受ける可能性もあると思っています。

また、予算委員会、決算委員会の持ち時間制は、インターネット中継のために設けられたものではありません。傍聴による公開では持ち時間を設けていないのに、インターネットで公開することになると、持ち時間を設けなければならないのでしょうか。ほかの議会を調べると、インターネット中継を実施するに当たり、それまで設けていないものを、持ち時間を設けているようにしてやっているところは見当たりませんでした。

また、不適切な発言があったとき、様々な課題があるというふうな指摘もございましたが、決算委員会、それから予算委員会では、運営方針として、インターネット中継という項があります。その中で、委員長は、個人情報に該当する発言、法令等に違反し、または委員会の

秩序を乱す行為があったと認めるときは、当該発言または行為の是正を促すために注意する。委員長は、前後の注意も、当該行為が継続する場合、必要に応じてインターネット生中継を一次停止し、または当日の中継を中止することができる。委員長は、前号の場合、録画配信について公開を延期し、該当部分の削除、そのほか必要な編集を行った上で公開することができる。委員長は、削除箇所が多いなどにより、個別の削除が困難な場合は、当該範囲をまとめて削除することができるといったことが書かれています。つまり、もう既に決算委員会、予算委員会で御指摘のあるような課題は解決している。もう既に皆さん、区民の方々にこうした運用方針を提示しているわけですから、やらない理由というものが、合理性がないというふうに私どもは考えております。

区民が議論を知る機会を、これ以上先のばしにする理由はないと区民が主役の会は考え、請願事項１項、採択いたします。

請願事項第２項に関しましてですが、以前の審査で、紹介議員が説明すれば請願が多く、全員の発言時間を設けることは難しいということがありました。でも、そこは時間を設けるなど、いろんなやり方があると思っています。紹介議員の説明は大切です。しかし、紹介議員が事前に話を聞くことと、審査する委員が請願者本人の説明を同じ間で聞くことは違うと思います。希望する方にどのような時間と方法で説明していただくかを考える必要があると考えます。

ほかの議会には、時間を決めて実施している例もあります。今回、求められているのは、直ちに制度を始めることではありません。事例を調べ、文京区議会に合う方法を検討することです。その検討を進めるためにも、請願事項２項の採択を区民が主役の会は主張いたします。

以上です。

○名取委員長　ありがとうございます。

それでは、請願審査の結果を報告いたします。

請願受理第27号、請願事項１項につきましては、採択５、不採択５、同数になっております。委員会条例第14条１項の規定により、委員長が本請願に関する可否を決定いたします。委員長といたしましては、請願受理第27号の１項につきましては、不採択と決定をさせていただきます。

請願事項２につきましては、採択３、不採択７、よって不採択と決定をさせていただきます。

それでは続きまして、請願受理第28号、議員と行政職員、及び区民が互いの立場を尊重し意見を交わせる議会文化を求める請願であります。

請願文書表データの40ページを御覧ください。

……

・受理年月日及び番号　　令和８年９月８日　　第28号
・件　　名　　議員と行政職員、及び区民が互いの立場を尊重し意見を交わせる議会文化を求める請願
・請　願　者　　文京区小日向３－12－９
　　栂　野　　秀　一
・紹 介 議 員　　小　林　　れい子
・請願の要旨　　次頁のとおり
・付託委員会　　議会運営委員会
・請 願 理 由

地方自治体では、議会と行政がそれぞれ異なる役割を担っています。

議会は、区民の代表として行政をチェックし、政策について議論し、意思決定を行います。一方、行政職員は専門性をもって区政を執行し、区民生活を支えています。

それぞれが役割を果たしながら、互いの立場を尊重し、率直に意見を交わし、適切な緊張関係を保つことが、より良い区政につながると考えます。その観点から、議員と行政職員との日常的な関係や慣行についても、一度考えてみる必要があるのではないでしょうか。

その一つが、行政職員が議員を慣例的に「先生」と呼ぶことです。

もちろん、「先生」という呼称そのものを一律に禁止してほしいということではありません。名前がすぐに分からない場合など、便宜的に使われることもあるでしょう。また、「先生」と呼んでいるから議員と行政職員の間に上下関係があると、一概に決めつけることもできません。しかし、議員と行政職員は、本来それぞれ異なる役割を担う立場です。

議員が行政職員より上の立場にあるわけでも、行政職員が議員の意向に従う立場にあるわけでもありません。

行政職員が、議員に対して必要な説明や異なる意見を率直に述べることができ、議員もまた行政職員の専門性を尊重しながら議論する。そのような関係が、区民にとって望ましい議会と行政の姿ではないでしょうか。だからこそ、「先生」という呼称を直ちに禁止するかどうかだけを問題にするのではなく、そのような慣行が、議員と行政職員との関係にどのよう

な影響を与えているのかを考えることには意味があると思います。

令和10年４月には、改修された議会フロアで新たな議会運営が始まります。

建物や設備を新しくするだけではなく、この機会に、これまで当然とされてきた議会の慣行についても改めて考えていただきたいと思います。昨今、話題になっている福岡県議会の例では、県知事は様々な悪しき慣習を断ち切るため、今後議員に対し「先生」と呼ばないことを公表しました。

大切なのは呼び方そのものではありません。議員、行政職員、そして区民が互いを尊重し、それぞれの立場から自由に意見を述べられる議会文化をつくることです。

より開かれ、健全な緊張関係のある文京区議会・区政へと進んでいただきたいとの思いから、以下の事項を請願します。

・請願事項

１　議員と行政職員が、それぞれの役割と立場を尊重しながら、対等で健全な緊張関係のもと、率直に意見を交わすことのできる議会・行政文化のあり方について検討してください。その一環として、行政職員が議員を慣例的に「先生」と呼ぶことについても、一律の禁止を求めるものではありませんが、議員と行政職員との対等性や相互尊重の観点から、より望ましい呼称や慣行のあり方について検討してください。

……

○名取委員長　この請願は、議員と行政職員が、それぞれの役割と立場を尊重しながら、対等で健全な緊張関係の下、率直に意見を交わすことのできる議会・行政文化の在り方について検討すること、その一環として、行政職員が議員を慣例的に「先生」と呼ぶことについても、議員と行政職員との対等性や相互尊重の観点から、より望ましい呼称や慣行の在り方について検討を求めるものであります。

それでは、御質疑のある方。

金子委員。

○金子委員　今回、こういう内容の請願をいただいて、私たち議員が行政の職員の方々から「先生」と呼ばれることは、確かにあるわけですよね、現実問題としてね。それで、その呼称などについて、私は、それは、後でも述べようかなと思っていましたけれども、日本社会において、「先生」という呼称が議会内での議員の呼称としてふさわしいのかと考えれば、それはあまりそうじゃないなというふうに思っている一人です。

それで、ちょっと総務課長さんがいらっしゃるので、お答えがあるのかちょっと分からな

いんですけれども、公務員の方が入職されて、いろんな研修をやられると思うんですけれども、そのときに議員の呼び方などについてこういうふうにするとか、そういうことというのは、研修等々の中で何かこういうふうに呼びましょうとかというふうにやっている経過というのはあるんでしょうか。実際、理事者の方の中には、「先生」ではなくて、「金子議員」とかいうふうに言う方も、文京区の中ですよ、現実にはいらっしゃいます。だから、それを何かでは一律にこうせいというのも私はちょっと違うんじゃないかなというふうに思うのもあるんですけれども、文京区ではどのようにやっているのか、もし経過があれば、お聞きできればと思うんですが。

○名取委員長　畑中総務課長。

○畑中総務課長　特に研修の場でこういうふうにお呼びするようにとか、そういった統一的なものというのは、これまでございません。私なんかもそうなんですけれども、承認するとなったときに、これまでの先輩管理職が議員の皆様とやり取りをしている姿を見たりですとか、慣例的にそういうふうに呼んでいるケースが多くあるというのが実情でございます。

○名取委員長　金子委員。

○金子委員　ありがとうございました。

では、せっかくですから、もう一点、この請願事項の後段には、議員と行政職員の対等性や相互尊重の観点ということで書いています。これはよく言う、やっぱり二元代表制みたいな観点からすれば、当然の視点だというふうに思うんですね。

それで、総務課長さんに申し上げるんですけれども、この観点については、職員の方によく理解していただけるように、若い職員さんからベテランの職員さんまで徹底されているという考え方、そういう理解でよろしいですか。

○名取委員長　畑中総務課長。

○畑中総務課長　この「先生」という呼び方を用いていることによって、何か我々行政職員のほうが必要以上に上下関係を感じたりですとか、心理的な負担を感じたりですとか、そういうことは現状ないというふうに認識をしておりまして、あくまでも慣例上、議員の皆様に敬意を示す表現として、「先生」という呼称が使われているケースが多いというように認識してございます。

○名取委員長　金子さん、よろしいですか。はい。

ほか、御質疑ある方。よろしいでしょうか。

それでは、態度表明に入らせていただきます。

区民が主役さん。

○海津委員　区民が主役は、採択いたします。

理由を述べます。

「先生」は、教える人や専門家などに対して敬意を込めて使われてきた呼び方です。しかし、議員と職員の関係は、「先生」と呼ばなければならないような関係ではありません。二元代表制の下、議会と区長はそれぞれ独立した立場にあります。議員への敬意を示すために、「先生」という呼び方が必要なわけでもありません。

ちなみに、私は議員になって以来、初めてお話をする職員の方に、先生と呼ばないでくださいとお願いしてきました。ところが、経験のある部課長ほど、では、何と呼べばいいのでしょうかと困られることがあります。先生と呼ばないと怒られることがあるんですよ、不快感を示されることもあると言われたこともあります。私が名字に「さん」でお願いしますと言っても、難しいと言われ、では、「議員」でと伝えて、ようやく納得していただくこともあります。つまり、私自身が先生と呼ばないでくださいとお願いしても、簡単に変わらない。それほど議員は「先生」と呼ぶものという慣例が根づいているのだと思います。だからこそ、個々の職員に任せるだけではなく、議会として議員を「先生」と呼ばなくてもよいと明確に示すことには意味があると考えます。

この請願は、「先生」という呼び方を一律に禁止することを求めているものではありません。呼び方は、議会が決めることではないという意見もあります。しかし、呼び方を一つ決めることと、「先生」と呼ばなくてもいいよという選択肢を明確にすることは違います。長く続いてきた慣例だからこそ、区民から寄せられた問題提起を議会として受け止め、議員、職員に対して、議員を「先生」と呼ぶ必要はないと明確に示す意味があると考え、区民が主役の会は採択いたします。

○名取委員長　日本共産党さん。

○金子委員　請願の28号ですが、先ほど総務課長さんに御説明いただいたように、「先生」というのは、あくまでも敬意を示す、慣例として呼んでいる方がいると、多いといって言っていいと思うんです。ただ、先ほどもちょっと言ったように、一部には議員というふうにおっしゃる方もいて、それはやはりこの請願事項のほうの最後に書いてある、議員と行政職員との対等性や相互尊重の観点の深まり具合と、成熟度ということに規定されるんだというように私たちは考えました。では、今の水準がどうなのかというと、やっぱり対等性や相互尊重の観点というのは、まだまだ発展途上だという現状があるんじゃないのかというふうに思い

ます。

議員をどう呼ぶのかについては、今言ったように、先生とか議員とか何とかさんと呼んでも私はいいと思うんですけれども、それが一律に、また逆に、研修か何かで縛られるというのも何か違うような気がするんですね。お互いに二元代表制を担う職責を全うする中で、対等性、相互尊重ということが、住民自治、団体自治の発展のために、そういう関係性がつくられると。また、そのために努力をすると、お互いにですね。いうことが求められているのではないかというふうに思うんです。

日本社会の中では、「先生」にこだわるわけじゃないですけど、「先生」という呼び方は、私、若い頃設計事務所で働いていて、設計事務所というところでは、とにかく高校を卒業して就職した瞬間から「先生」なんです。私みたいな事務員をやって受付に座っているだけでも「先生」になっちゃうと。ゼネコンとかメーカーの人がたくさん来るんですけれども、「先生」というふうに呼ばれると。これに持ち上げられて、設計事務所としての役割が果たせなくなるようなことがあってはならないというふうに常々戒めて仕事していたものなんです。つまり、持ち上げて、悪い言い方でいいますと、籠絡するというかね、そういうようなことが、そういう世界ではある。

日本社会の中では、そういうような用い方が現にあるということを、私は身をもって体験してきたことからすると、議員が多くの住民の皆さんに、ここにいらっしゃる議員、私は多くの皆さんの負託を受けて、４年間という任期の中で、様々な要求を伝えたり、当局に伝えたり、また態度表明する際に、様々判断するという重要な職責を与えて、住民の皆さんにいただいているわけですけれども、その観点をゆめゆめ忘れてはいけないというふうに思うんですね。そのときに、「先生」という呼び方、ないしは別の呼び方も含めて、地方議員としての役割を果たせなくするような傾向がもし生まれるのであれば、それは私たち自身も戒めないといけないというふうに考えています。

いずれにしても、二元代表制の下で、住民自治の発展のために力を尽くす、職責を果たすということにふさわしい呼び方を、行政当局も議会も、それぞれの仕事をする中で考えていく、実践の中でもし改善する必要があるのであれば、改善をお互いにしていく、そういう問題提起をこの請願はしておられるのではないかというふうに私たちとしては受け止めています。

そういう点で、ふさわしい呼び方などについて、お互いに考えていくということは、それは妥当だろうというふうに考え、請願28号について、日本共産党として採択を主張するもの

です。

以上です。

○名取委員長　ＡＧＯＲＡさん。

○上田委員　28号については、請願者がおっしゃるとおり、議会と行政がそれぞれの役割を果たしながら対等で健全な緊張関係を保つことは、当然に必要なことだと思います。一方で、請願理由の記載については、文京区において、議員と職員の間に上下関係があり、それが「先生」という呼称によって維持されているかのような印象を与えており、私たちの認識とはちょっと異なっております。私たちの会派には、もともと議員同士で「先生」と呼び合う習慣がそもそもないです。

また、職員さんからも「上田さん」とか「上田議員」と呼ばれることも多く、「先生」という呼称が一律の慣例になっているとは感じておりません。区民の方からも、呼び捨てやちゃん付けなど、様々な呼び方をされることがありますが、これまで私のほうから呼称を訂正したことはありません。

ただ、議員と行政職員のより難しい呼称や慣行について検討することに異論はなく、さん付けなどに改めることは、私たちにとっては現状と何ら変わることはないので、請願事項１については採択します。

○名取委員長　公明党さん。

○宮本委員　公明党も、もともと、「先生」というふうに、議員を呼ぶときに使いません。今回の請願の方からは、議員と行政職員及び区民ということですね、区民の方からのどういうふうに呼ぶかということもあるかと思いますけれども、私たちも、地域の区民の皆様から、支援者の皆様からは、党員の皆様からは、「先生」と呼ばれることは一切ないですね。むしろ、「先生」とつけて呼ばれると、何かちょっと気持ち悪いというか、ちょっと違和感があったり、むしろ公明党の中で「先生」と呼ぶことがあると、何か違うことを考えているのかとか、そんなふうに疑うほど、一切、呼ばないです。

区民の皆様の中におかれましては、たまに「先生」とつけられる方もいらっしゃいますが、それを私が呼ばないでくださいとか、たまにお願いすることもあります。年上の方ですよね、そういった尊敬する方から「先生」と呼ばれ、僕みたいな若輩者が呼ばれると、それはやめてくださいというふうにお願いすることもございます。

職員の皆さんも、様々呼び方があるようで、「先生」を使う方もいれば、「宮本議員」ということもありますし、「宮本さん」ということもあります。

当然ですけれども、我々、文京区議会４人の公明党の議員がおりますが、お互いに「先生」とつけることは一切ないということでございます。

我々の考え方としては、そもそも、議員というのは、パブリックサーバントといいますか、区民の皆様に仕える身というような、そういった精神があるというふうに考えているからだというふうに思っております。

公明党としては、立党精神というものがありまして、その中に「大衆とともに」という考え方がありまして、これは1962年、公明党の前進である公明政治連盟が第１回全国大会を開催したときに、党の創立者から３つのお願いということでいただいた指針でございまして、第１が、団結第一、２つ目が、大衆とともに、３つ目が、議員は勉強をしっかりしてきなさいという内容でございました。

この「大衆とともに」の具体的な言葉としては、最後の最後まで大衆に直結していってもらいたいと。ちょっと中略しますが、大衆とともに語り、大衆とともに戦い、大衆のために戦い、大衆の中に入り切って、大衆の中に死んでいく、全民衆のために、どうか、公政連、公明政治連盟の同志の皆さん方だけは、大衆の中の政治家として一生を貫き通していただきたい。かく切望するものでありますということでございました。

いわゆる民主主義ということを、この創立者はこういった具体的なメッセージとして、我々に送っていただいたことと思いますけれども、我々公明党としては、議員としては、この立党精神を我々の魂として戦っております。

職員の皆様がどのように我々を呼ぶか、それは、おのおのの職員の皆様の考えにお任せしたいと思っておりますので、今回の請願事項につきましては、不採択とさせていただきます。

○名取委員長　自由民主党さん。

○浅川委員　まず、本請願の趣旨である、議員と行政職員が互いの立場や役割を尊重して、対等で健全な緊張関係の下で区政運営に当たることは、重要であると認識しております。

また一方では、本請願は、現在の文京区における議員と行政職員との関係について、対等性や健全な緊張関係が十分に確保されていないのではないかといった問題意識の下、提出されたものと推察いたします。

請願者の方がどのような事例や課題をお知りになり本請願を提出されたのかは、定かではございませんが、本請願の前提となっている問題意識自体が、日頃から職員の方々の立場を尊重し、互いに敬意を持って接することを意識している我々の認識とは異なるものかなというふうに思っております。

また、議員と行政職員の関係性として重要なことは、議員の呼称をどうするかということではなく、常日頃からのコミュニケーションの積み重ねであるというふうに考えております。

以上の理由から、自由民主党は本請願を不採択とさせていただきます。

○名取委員長　それでは、請願受理第28号の審査結果を御報告いたします。

採択５、不採択５、よって同数ですので、委員会条例第14条１項の規定により、委員長が本請願に関する可否を決定いたします。

委員長といたしましては、請願受理第28号については不採択と決定をいたします。

○名取委員長　それでは続きまして、区議会だよりの発行についてであります。

資料４、区議会だよりの発行についてを御覧ください。

田中香澄議会広報小委員会委員長より御説明をいただきます。

○田中（香）議会広報小委員会委員長　区議会だより、９月定例議会の発行につきまして、お話しします。

発行年月日、令和８年11月25日、第224号。

紙面の規格は、タブロイド版４ページ、全面４色刷りです。

掲載内容は、９月定例議会に関する内容のほか、決算審査特別委員会報告などの掲載を予定しております。

議会広報小委員会の日程ですが、第１回は本日の議会運営委員会終了後、また、第２回は10月23日金曜日、午前10時となります。

よろしくお願いいたします。

○名取委員長　区議会だよりの発行については、ただいまの御説明のとおりといたしたいんですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○名取委員長　それでは、そのように決定をさせていただきます。

○名取委員長　その他に入ります。

委員会記録について。本日の委員会記録については、委員長に御一任願いたいんですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○名取委員長　それでは、これをもちまして議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

午前　１０時５６分　閉会